

■表1 大気汚染常時監視測定局の測定結果

測定項目	項目	単位	一般局		自排局		環境基準	
			朝小局	潮小局	打小局	打出局		宮小局
二酸化硫黄	1日平均値の2%除外値	ppm	-	0.007	0.006	0.006	0.006	1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし0.04ppmを超える日が2日以上連続する場合は、非達成(長期的評価)
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値	ppm	0.026	0.046	0.041	0.056	0.060	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.063	0.066	0.050	0.062	0.055	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし、2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)
一酸化炭素	1日平均値の最高値	ppm	-	-	-	0.9	-	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値の最高値	ppm	0.122	-	-	-	-	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値	μg/m ³	-	-	-	15.6	-	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること 日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること
	1日平均値の年間98%値					43.9		

※上表の朝小局は朝日ヶ丘小学校、潮小局は潮見小学校、打小局は打出浜小学校にそれぞれ設置した局です。また、打出局は打出消防分団、宮小局は宮川小学校に設置した局です。潮小局・打小局・宮小局については市が、朝小局・打出局について県が設置した局です。
※数字の「下線」は環境基準の非達成を、また「-」は未測定を示しています。

平成22年度 環境調査結果 《概要》

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

市と県では、大気汚染や水質汚濁等に関する環境調査を実施し、環境基準の達成状況の確認を行っています。今回は、平成22年度調査結果の概要をお知らせします。

大気汚染

■大気汚染(常時監視結果) 市と県が市内五地点に大気汚染常時測定局を設置し、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・窒素酸化物・酸化炭素・光化学オキシダントの測定を行いました。環境基準が設定されている項目のうち、光化学オキシダント、微小粒子状物質(21年度から測定を開始)において、環境基準を満たしていません(表1参照) なお他の測定項目については環境基準を達成しています。



平成23年度 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度

申請受け付けは、10月17日から再開

市では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出量を削減するため、さまざまな取り組みを進めています。その一環として、国・J-PECCの補助金を受け太陽光発電設備を設置する場合に、次のとおり補助を行います。

■対象 自ら居住する市内の住宅に、国の補助を受けて住宅用太陽光システムを設置する市民で、平成22年度以降に国へ補助金の申請をし、国の補助金交付決定通知書を受領済みの人(平成22年度に芦屋市の補助金を受けたかたは除きます)

■補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり3万円(上限10万円)

※太陽光発電システムの設置についてトラブルが発生しています。太陽光発電に関する詳しいご相談は、太陽光発電相談指導センター(☎078-371-6000)へ

社会保険料(国民年金保険料)の控除証明書が送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送られてきます。年末調整や確定申告に必要ですので、大切に保管してください。(国民年金保険料は、納付した全額が所得税や市民税等の社会保険料控除の対象となります)

- ① 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付されたかたへの到着時期 → 10月下旬から11月上旬
 - ② 10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付されたかたへの到着時期 → 平成24年1月下旬
- 問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2941

第4回あしや市民フェスタ(東日本大震災復興支援)

～つなげよう、ささえ合おう～

■日時 10月29日(土)午後1時～5時30分(日)午前10時～午後4時 ■会場 潮芦屋交流センター・親水公園ほか

内容 (29日)午後1時～・オープニングセレモニー/午後1時30分～・講演会「今、私たちにできること」-阪神・淡路から東日本まで被災地支援を通して-・俳優・堀内正美氏/午後3時～・セミナー「わがまちの防災・減災を考えよう」/(30日)午前10時～・スピーチほか/芦屋市とモンテペロ市～姉妹都市として半世紀の歩み～/正午～「世界の料理を食べよう」要材料費/午後3時30分～・クローゼンゲレモニー 各種イベント/東日本大震災復興支援・障がい者作業所授産品バザー/活動団体パネル展も同時開催

問い合わせ あしや市民活動センター ☎26-6452

障がい者とのふれあい市民運動会

■日時 10月30日(日)午前10時～午後0時30分 《雨天中止》

■会場 総合公園 陸上競技場

どなたでも、ご参加いただけます。事前の予約は、必要ありません。天候による開催の可否は、当日の午前7時に決定します。

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043

エントランスコンサート Part15

くつろぎの秋の屋下がり ～クロマチックハーモニカとピアノの調べ～

■日時 10月23日(日)午後2時30分～3時30分 ■会場 福祉センターエントランスホール

■内容 ニューシネマパラダイス・シャルウィダンス・ボカリーズほか ■出演 錦恵子(クロマチックハーモニカ)金澤佳代子(ピアノ) *お車でのご来場はお控えください。

問い合わせ 福祉センター ☎31-0612

子どもフェスティバル

■日時 11月5日(土)午後1時～3時30分 ■会場 体育館・青少年センター(土足厳禁)

■内容 乳幼児と保護者 ■内容 ステージ・遊び場ブースほか ■持ち物 上履き 公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

げんきい～っぱい! みんなの幼稚園

～地域との交流～

幼稚園は、さまざまな人との交流を子どもたちの育ちにつなげていきます。特に、地域との交流は園内で経験できない多様な体験の機会となり、幼稚園の教育活動にとって欠かせないものとなっています。たとえば、小学校との交流で、年長児はおいしい給食を食べに行きます。給食を食べた後、児童から学校の事を教えてもらいます。子どもたちは、小学校へ進学する期待に胸を膨らませます。また、図書館を利用し職員のかたと交流する中で、本の出会いが広がることもあります。高齢者施設との交流も盛んで、歌や遊びを見てもらったり、一緒に遊んだりする中で、自分たちもおもしろいおもしろいおもしろい役に立っているという思いを育みます。また幼稚園の近くの地域のかたにも、すてきな先生がたくさんいます。「畑の先生に野菜づくりを教えてください、自然の不思議さや収穫する楽しさを味わったり、たこ作り名人の力をかりて、クラスみんなのたこをよんで大感激したり、コマ・剣玉お手玉などの伝統遊びなどを教えてください」「あんなことができるよ!」となり、とあこがれの気持ちを持ち、チャレンジ心が芽生えてきます。

子どもたちは、いろいろな人のかかわりを通して、「自分は大切にされている」と感じ、大きな信頼感と安心感を広げ心豊かに育っていきます。これから成長していく子どもは基礎となる幼児期に育っていく必要があります。これからの成長を、これからの未来を、地域のかたに感謝する気持ちを大切にしながら、次世代を担っていく子どもたちを、心豊かにたくましく育てていきたいと思えます。

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

10月から子ども手当が変わります

問い合わせ こども課 ☎38-2117・☎38-2160

市では、9月分まで子ども一人月額一萬三千円を支給していましたが、八月二十六日に「子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し制度が変わりましたので、その変更点の概要についてお知らせします。

《支給額》

- 〇歳～三歳未満 一律一萬五千元
- 三歳～小学校修了前 第一子・第二子 一人一万円 第三子以降 一人一萬五千元
- 中学生 一律一万円
- 三歳到達後の翌月からは、第一子および第二子の手当額は月額一万円になります。
- 第一子・第二子・第三子等の数え方は、十八歳到達後の最初の三月三十一日までの間にある児童の出生順です。

《支給月》

- 二月(十月～一月分)
- 六月(二月～三月分)

各支給月の十五日(金融機関の休業日にあたるときは、前営業日)に、ご指定の口座へ振り込みます。

《支給要件等》

- 〇歳から中学校修了前(平成八年四月二日以降生まれ)の児童(対象児童)を養育しているかたに所得に関係なく支給されます。(公務員のかたを除く)
- 対象児童が児童養護施設等に入所している場合は、保護者でなく施設設置者等に支給されます。
- 国内に居住する児童のみに支給されます。(留学中の場合等を除く)
- 監護・生計同一要件を満たすかたが複数いる場合は、子ども同居しているかたに支給されます。
- (単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)

《認定請求書の提出について》

新たに請求が必要となりますので、支給要件に該当するかたには、10月末に認定請求書を送付する予定です。この届けを提出されなかった場合は、10月分以降の子ども手当の支払を受けることができませんので、必ず提出してください。なお、すでに10月分以降の手続きをされたかたや受給者が公務員のかたは、こども課への提出の必要はありません。

公務員独立行政法人等は除くのかたの支給手続きは勤務先へ。その他の要件・詳細については子ども課へお問い合わせください。

ご協力ください 「男女共同参画に関する市民意識調査」

平成19年度に策定した「第2次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン(後期計画)」を見直しするにあたり、計画策定の基礎資料とすることを目的に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。

10月下旬ごろ、無作為に抽出した市内に住む18歳以上の男女各1,000人、合計2,000人のかたに調査票をお送りしますので、ご協力をお願いします。

すべて無記名で、統計的に処理します。個人が特定されるなど、ご回答いただいたかたにご迷惑をおかけするようなことはありません。

問い合わせ 市民参画課男女共同参画推進担当 ☎38-2023



ウィザスあしやの催し

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/☎38-2175/ ☒josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp (〒659-0092 大原町2-6ラ・モール芦屋2階)

【市民企画講座「絵本でえがお」】

■日時 11月10日(木) 11月24日(木) 午前10時～11時30分 ■内容 絵本は「読んであげるもの」。あたたかな記憶を子どもたちに ■対象 子育て中のかた・先着20人(プレパバ・プレママ・祖父母可) *子ども同伴可【仕事も子育ても!肩のこらない「ワーク・ライフ・バランス」のコツとは】

■日時 11月12日(土) 午後1時30分～3時 兵庫県共催事業 ■講師 マザーネット代表取締役・上田理恵子氏 ■定員 先着30人 *子ども同伴不可

■託児 2歳～就学前児・先着8人(300円)要予約 ■申し込み 講座名・住所・氏名・電話・ファクス・番号・子どもの同伴・託児希望の有無(子どもの名前・年齢月齢)を記入し、はがき・電話・ファクス・または窓口へ

共通事項

くらしのセミナー

楽しくてためになる 《消費者教室》

■日時 11月11日・午後1時30分～3時 18日・午後1時30分～2時30分 25日・午後1時30分～3時(金)全3回 ■会場 経済課・消費生活センター

■内容 「最近の葬儀事情」全国相談員協会 講師・石原純子氏 「あなたの契約大丈夫?」リフォーム。消費者啓発グループ 「調味料しょうゆマジック」七ガシマル醤油講師・滝本芳男氏 ■対象 市内在住・在勤で全3回受講可能なかた・先着30人 ■申し込み 電話で下記へ

問い合わせ 芦屋市消費生活センター ☎38-2179(経済課内)

有害大気汚染物質

(環境モニタリング調査結果) 県は、宮川小学校で国道43号沿道における自動車から排出が予想されるベンゼン等十二物質の有害大気汚染物質について調査を実施しました。環境基準が設定されている四物質はすべて環境基準を達成しています。

アスベスト

(モニタリング調査結果) 県は、一般環境として潮見小学校で、道路沿道として宮川小学校で実施した結果、繊維維数濃度で不検出(0.72本/ℓ)であり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様でした。

水質汚濁

■河川水質(常時監視結果) 芦屋川二地点と宮川一地点で県が毎月一回、河川の水質測定を実施しています。河川の健康の保護に関する項目については、すべての地点で環境基準を満たしています。「生活環境の保全に関する項目」については、両地点とも環境基準の指定はありませんが、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD(生物学的酸素要求量)をみると、良好な水質を保っています(表2参照)

河川名	地点名	BOD年平均値(mg/L)
芦屋川	上水源取水口	0.5
	業平橋	0.6
宮川	宮川橋	0.8

騒音・振動

市と県が、市内の国道や県道と主な市道において、十一路線の十八地点で自動車騒音・振動について調査しました。

騒音については、十八地点のうち昼間・夜間いずれの時間帯とも環境基準を達成したのは十三地点(72%)、夜間の時間帯のみ環境基準を達成したのは二地点(11%)で、三地点(17%)で昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成できませんでした。また、振動については、全調査地点において、いずれも要請限度値を下回りました。